

なかの



Vol. 228

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (9~11月行事予定表)

月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
9月	4日(水)	13:00~17:00	※無料法律相談 (先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	5日(木)	14:00~16:00	源泉研究部会・第390回研修会	法 人 会 館	終了後：役員会
	//	14:00~16:00	(共催：中野経営塾第一弾“年金”)	法 人 会 館	
	6日(金)	17:00~18:00	青年部会・第541回研修会	法 人 会 館	終了後：懇親会
	11日(水)	15:00~16:00	女性部会・役員懇談会	中野税務署内	
	//	16:00~17:00	女性部会・役員会	中野サンブラザB1	
	13日(金)	18:00 集 合	(社会貢献活動)第8支部(5・6・7支部)税金クイズ	三菱UFJ銀行駐車場前	
	19日(木)	13:35 集 合	福利厚生事業第二弾(見学会)	豊 洲 市 場 他	
	25日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	署・別館会議室	
	26日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
10月	2日(水)	13:00~17:00	※無料法律相談 (先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	3日(木)	(特別研修3・4・5)	第36回法人会全国大会(三重県)	津市産業スポーツセンター	
	8日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館	
	12・13日	9:30 集 合	中野にぎわいフェスタ2019(税金クイズ)	四季の森公園	
	19日(土)	13:30 集 合	(社会貢献活動)第1・2・3・4支部 野方地区まつり	野方：ふれあい広場	
	24日(木)	18:15 集 合	青年部会・親睦チャリティボウリング大会	サンブラザボウル	
	27日(日)	9:30 集 合	(社会貢献活動)第1・2・3・4支部 丸山塚子どもワイワイ広場	丸 山 塚 公 園	
	29日(火)	13:30~16:00	第27回法人税・第28回源泉税実務講座	法 人 会 館	
11月	1日(金)	14:00~16:00	源泉研究部会・第391回研修会(年調)	法 人 会 館	終了後：役員会
	5日(火)	16:00~16:55	理事会	中野サンブラザ11F ブロッサムルーム	
	//	17:00~18:00	“税を考える週間”秋の特別講演会	中野サンブラザ11F ブロッサムルーム	
	8日(金)	13:30~17:00	※無料法律相談 (先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	10日(日)	9:30 集 合	(社会貢献活動)第4・5・6・7支部 上高田子どもまつり	上高田2丁目公園	
	12日(火)		福利厚生事業第二弾(ゴルフコンペ)	こだまゴルフクラブ	
	14日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	

9月号の目次

「署・人事異動&会員増強推進特集号」

2019 VOL.228

活発な社会貢献活動を展開!

- (第4・5・6支部)『薬師駅前環境美化キャンペーン』… 3
- (第2・4支部)『社会を明るくする運動』… 3
- 『中野の夏まつり』『無料法律相談』… 3
- 知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生)… 4・5
- 知っとくと得情報(経営のポイント)(軽減税率対策補助金) 6
- 中野税務署の新体制 … 7
- ご挨拶 中野税務署 《着任》大久保署長 … 8
- 《退任》小田署長 … 9
- 『秋の税務研修会開催日程』&ANTENNA44 … 9
- 税務署だより(年末調整等説明会)・都税事務所だより 10
- 活発な社会貢献活動
- 『第69回・社会を明るくする運動』(各地区メイン事業) 11
- 中野区だより(中野区観光協会)(中野区伝統工芸展) 12

活発な事業・研修を展開!

- 第42回初歩の簿記講習会 … 12
- 初心者向けスマートフォン・LINE講座… 12
- はじめてのパソコン会計講座 … 12
- 第90回都市対抗野球大会(鷺宮製作所) … 12
- こんにちは「法人会です」(PR版)&会長・副会長の皆様 13
- 本部だより(東法連)(理事会)(第4ブロック合同会議) 14
- 支部だより(第3支部・第9・10支部・第8支部) … 14
- 部会だより(三部会)(源泉研究部会) … 14
- (第8回川柳コンクール募集) … 14
- 部会だより(青年部会)(租推協) … 15
- (女性部会・第10回税に関する絵はがきコンクール募集) 15
- 活発な社会貢献活動を展開
- 第69回社会を明るくする運動(ひまわりコンサート)… 16
- マル経融資(PR) … 16

●表紙(写真説明)…第17回フォト・コンテスト入賞『雲海に浮かぶ富士』(間の岳山頂) 武蔵野建設産業(株) 新井建喜 氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集：広報委員会 印刷：友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

活発な社会貢献活動を展開!!

《第4・5・6支部》恒例の社会貢献活動（松が丘・上高田・新井地区の環境を考える会）
～新井薬師駅前周辺の自転車駐輪マナーキャンペーンに参加～

令和元年6月18日（火）



スタート前のセレモニー



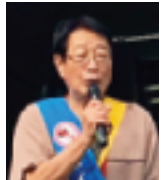
～～ 小林氏と鳥居氏 ～～



～～～ 応援して頂いた皆様 ～～～



挨拶：酒井区長



挨拶：高橋様



挨拶：五中校長



挨拶：野方警察署長



横山副会長



高野部会長



大滝氏



阿部様



高野相談役



阿部氏



宮下氏

第69回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



新井・沼袋地区“講演会”（講師：鬼頭真澄氏）



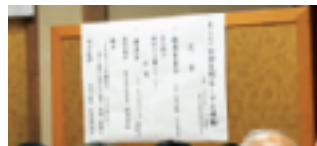
令和元年7月3日（水）（於：新井薬師梅照院大悲殿）



会場の新井薬師梅照院大悲殿



～～（受付）役員の皆様～～



～講演：少年非行と少年鑑別所（多くの皆様に参加して頂きました）～



中野の“夏まつり”（7月開催）



～～ 7月13・14日（於：サンブラザ前広場 他）～～

～～ 青梅街道沿い“七夕まつり”～～

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
（まずはお電話を…）

実施日時：9/4(水)、10/2(水)、11/8(金)、12/4(水) 13:00～17:00（相談時間は、1案件：45分）
TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550（担当）佐藤・三國



知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047

千代田区内神田1-2-2

小川ビル7階

神田合同税理士事務所

TEL 03 (3518) 2711(代)

FAX 03 (3518) 2712

携帯 090 (2212) 0306

e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、今年10月に消費税が10%に引き上げられることに伴い実施される軽減税率制度の内容と、事業者が必要とされる対応について説明いたします。

軽減税率制度とは？

今年10月1日に消費税が10%に引き上げられますが、**低所得者に配慮する観点から「軽減税率制度」が実施**されます。**軽減税率制度の対象となる品目の消費税については、軽減税率8%が適用**されます。

なお、軽減税率制度の実施にあたっては、諸手続きについて中小企業や小規模事業者が対応出来やすいように、簡素な方法による区分記載請求書等保存方式を実施した後、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）へ移行することになります。

軽減税率の対象となる品目

軽減税率の対象となる品目は、次のとおりです。

- 1 **酒類・外食を除く飲食料品**（食品表示法に規定する食品）
例えば：精米・野菜・鮮魚・精肉・パン・飲料など
- 2 **週2回以上発行される定期購読契約が締結された新聞**（電子版の新聞・コンビニなどで販売される新聞などは対象外）

「外食」は軽減税率の対象外です。ここでいう「外食」とは、テーブル、いす、カウンター等の飲食に用いられる設備のある場所で、飲食料品を飲食させるサービスをいいます。

また、ケータリングや出張料理等、顧客が指定した場所において、加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供も「外食」に当たります。

ただし、**有料老人ホーム等の一定の生活を営む施設において行う一定の飲食料品の提供や学校給食等は、「ケータリング・出張料理等」から除外され、軽減税率の対象と**されます。

なお、おもちゃ付のお菓子や、コーヒーとカップが一緒になっているコーヒーギフトセットなど、あらかじめ軽減税率の適用対象である食品（酒類を除く）と食品以外の商品とが一体として販売される一体商品（その一体商品の価格のみが提示されているものに限る）は、原則、軽減税率の対象外となりますが、販売価額（税抜）が1万円以下の商品で、その商品の食品から構成されている部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上のものは、全体が軽減税率の対象となります。

軽減税率の対象となる具体的な内容

- 1 **遊園地や動物園などで販売する飲食料品（酒類を除く）**

国税庁は8月1日、軽減税率の対応について新指針を発表いたしました。

新指針では、**園内での食べ歩きや、店の管理が及ばないベンチなどで飲食する場合、軽減税率が適用される**ことを明記いたしました。

適用施設としては、東京ディズニーランドやユニバーサル・スタジオ・ジャパンなど、幅広い施設が対象になります。

一方、**園内の店舗が設置や管理をするベンチやテーブルなどで飲食する場合は「外食」とみなし、また、店側が設置や管理をしていなくても、店のメニューが置かれているベンチや、従業員が配膳するテーブルなどで飲食する場合は「外食」とみなして、軽減税率の対象外として10%の税率を適用**します。

- 2 **軽減税率（8%）が適用される具体例（酒類を除く）。**

(1)遊園地や動物園などの大型施設

- ・ 8% 施設内の売店（食べ歩きの場合）
- ・ 10% 施設内のレストラン

(2)コンビニ（イートインあり）

- ・ 8% 持ち帰り
- ・ 10% イートイン

(3)その他

- ・8% 映画館の売店、ファストフードのテイクアウト、そばの出前及び宅配ピザの配達
- ・10% 自宅や職場などでのケータリング、ショッピングモール内のフードコート

軽減税率の対象品目を扱っている事業者の対応

軽減税率の対象品目を扱っている事業者は、次のような対応が必要です。

1 複数税率に対応したレジの導入

複数税率に対応したレジや会計システムへの改修が必要です。

2 領収書や請求書の様式変更

領収書や請求書に複数税率を記載できるように様式を見直します。

3 価格表示の見直し

店内飲食（標準税率10%）とテイクアウト（軽減税率8%）が混在する場合には、顧客への価格表示方法を見直します。

飲食料品などを扱っていない一般の事業者であっても、会議費や新聞図書費のような経費の中に軽減税率対象品が含まれています。そのため、**複数税率で経理処理ができるように、会計システムの見直し**は避けられません。

また、レジや会計システムを改修するだけでなく、それらを利用する従業員への教育にも時間がかかる点に注意したいものです。

事業者への支援制度

消費税率の引き上げと軽減税率導入にあたって、政府はさまざまな支援制度を用意しています。

1 軽減税率対策補助金

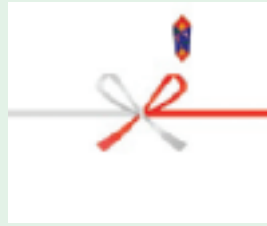
中小企業や小規模事業者が軽減税率に対応するための、レジ購入やシステム改修に対して補助金が支給されます。

2 キャッシュレス・消費者還元事業

消費税率引き上げに伴う需要平準化対策として、中小・小規模事業者におけるキャッシュレス取引へのポイント還元事業が始まります。この機会に新たにキャッシュレス決済端末を導入した場合、中小・小規模事業者における導入費用負担は、国と決済事業者が全額負担いたします。



「熨斗（のし）の由来」



贈答品に欠かせないのが熨斗紙（のし紙）。日本の伝統的なギフト包装に欠かせない熨斗は、伸ばして平らにする意味の

「伸す（のす）」の連用形が名詞化した言葉。古くは、火の熱で縮んだ布を伸ばす道具も「火熨斗（ひのし）」と呼ばれた。

進物に添えられる熨斗は、アワビの肉を薄く切り、伸ばして干したものを儀式用の肴に用いた後、贈り物に添えられた熨斗鮑（のしあわび）の慣習に由来する。

古来、神事や祝辞にはお酒とともに海産物がつきもので、精の出る鮑を「長く延ばす」ことが延命に通じるとして、長生不死の妙薬として珍重されてきた。

相手の健康と長寿を祈る縁起物なので、弔事などの贈り物には熨斗は付けません。

9月の税務と労務

- ・国税／8月分源泉所得税の納付 9月10日
- ・国税／7月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、1月決算法人の中間申告 9月30日
- ・国税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 9月30日

10月の税務と労務

- ・国税／9月分源泉所得税の納付 10月10日
- ・国税／8月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 10月31日
- ・国税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- ・国税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 10月31日
- ・地方税／個人の道府県民及び市町村民税の第三期分の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務／労働者死傷病報告（7月～9月分） 10月31日
- ・労務／労災の年金受給者の定期報告 10月31日
- ・労務／労働保険料第2期分の納付 10月31日

知つとくと **得** 情報 = 経営のポイント = (軽減税率対策補助金)

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際（注）に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。
（注）リースによる導入も補助対象となります。



軽減税率制度に対応するためのレジや受発注システムの改修費用は、一般的に修繕費として処理できます。

○軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A 型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント

レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売する事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援します。

補 助 率	①導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3／4 ②導入費用が3万円以上の場合：2／3 ③タブレット等の汎用機器：1／2
補 助 額 上 限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台当たり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者当たり200万円を上限。
補 助 対 象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申 請 手 続	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申 請 期 限	令和元年12月16日までに交付申請書を提出 ※令和元年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象になります。

B 型（電子的受発注システムの改修支援等）のポイント

電子的な受発注システム（EDI／EOS等）を利用して軽減税率対象商品を取引している事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替えを支援します。

補 助 率	2／3
補 助 額 上 限	①小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 ②卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 ③発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補 助 対 象	電子的受注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替え、電子的受注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替え ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購買費用の1／2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申 請 期 限	① システム改修等の場合 ：令和元年6月28日までに交付申請書を提出。交付決定を受けた後、令和元年9月30日までに受発注システムの改修・入替えと支払を完了。令和元年12月16日までに事業完了報告書を提出。 ② パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合 ：令和元年12月16日までに交付申請書を提出（令和元年9月30日までに受発注システムの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。）

軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金等の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

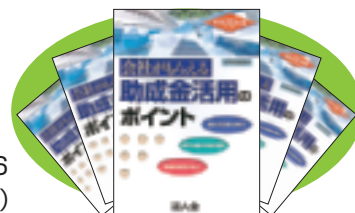
【URL】 <http://kzt-hojo.jp> 【専用ダイヤル】 0570-081-222 【受付時間】 9:00～17:00(土日祝除く)

中野法人会経営塾第一弾

～年金制度あれこれ～

日時：令和元年9月5日（木） 16:30～18:00
会場：法人会館2階
講師：谷口充洋氏（年金数理人）

右記の書籍を無料で進呈致します。（先着25名）
中野法人会事務局宛までご連絡ください。
TEL 03-3388-6896
（担当：佐藤・三國）





中野税務署の新体制



（敬称略）



署 長
大久保嘉一



副署長（総務・個人担当）
鈴木 普之



副署長（法人・管運担当）
丸田 順子



特別国税調査官
後藤 昌彦



総務課長
山口 明彦



特別国税調査官
山崎 俊美



法人課税第1統括官
今野 清二



法人課税第2統括官
本間 浩



法人課税第3統括官
庄野陽二郎



法人課税第4統括官
石橋 大介
第1～3支部担当



法人課税第5統括官
永井 克宏
第4～8支部担当



法人課税第6統括官
金田喜代子
第9～11支部担当



審理担当上席（法人税）
岡田 知己



審理担当上席（源泉所得税）
小野塚寛之



審理担当調査官（法人税）
真木 大輔

着任のご挨拶

着任の御挨拶

中野税務署長 大久保 嘉一

本年7月の定期人事異動で中野税務署長を拝命し、東京国税局査察部から転任してまいりました大久保でございます。前任の小田署長同様のご厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。公益社団法人中野法人会の役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、貴会におかれましては、「税務研修会」をはじめとする各種研修会の開催や次世代を担う児童・生徒を対象とした「税金クイズ」、「租税教室」、「税に関する絵はがきコンクール」の開催など、地域社会に根差した幅広い事業活動を積極的に展開され、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大なる貢献をされていると伺っております。これもひとえに、宮島会長をはじめとする役員並びに会員の皆様の会活動への御尽力の賜物と、深く感謝し、敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましては、これからも引き続き、公益社団法人中野法人会の皆様との相互信頼・協調関係を大切に、会活動を可能な限り支援させていただき所存でございますので、今後とも充実した魅力ある活動を展開されますことをご期待申

し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化の進展等により大きく変化しております。そのような中、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」観点から、e-Tax等のICT等を活用した申告・納税手段の充実に取り組み、更なる利便性の向上に努めるなど、様々な取組を行っているところであります。

また、本年10月から実施される消費税率10%への引上げ及び軽減税率制度の円滑な導入のための様々な取組を行っているところです。これらの取組を円滑に行うためには、貴会をはじめとする関係民間団体との連携・協調が重要であり、また、皆様の御理解と御協力も必要不可欠であると考えております。

今後とも、税の良き理解者として、より一層の御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人中野法人会のますますの御発展並びに会員の皆様方の御健勝及び事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



7月18日 署の幹部の皆様と…

お別れのご挨拶

「法人会の益々の御発展を」

初秋の候、公益社団法人中野法人会の皆様には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

私こと、この度の人事異動をもって退職いたします。

中野税務署在勤中、宮島会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

僅か1年という短い間ではございましたが、公益社団法人中野法人会の皆様と、数多くの事業活動を通じて交流できたことを大変幸せに思っております。また、皆様の御支援・御協力により税務署長という大役を無事果たすことができましたことを心から感謝申し上げます。

この1年間、「納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実施する」という国税庁の使命を常に念頭に置き、職員に対しても納税者の目線に立った対応を心掛けるよう指示するとともに、悪質な脱税や滞納に対しては厳正な姿勢で臨み、適正かつ公平な税務行政を推進してまいりました。

貴会におかれましては、支部及び部会における税務研修会をはじめとする各種研修会及び説明会の開催並びに「税を考える週間」及び「確定申告

前中野税務署長 小田 満 明

期」における街頭広報活動を実施されるなど、税知識の普及及び納税道義の高揚のため、多くの事業に対して熱心に取り組んでいただきました。また、「中野にぎわいフェスタ」のほか各地域イベントにおける税金クイズの開催、区内の小学生を対象とした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」、「税の川柳コンクール」などを通じて税の啓蒙活動にも積極的に取り組んでいただきました。

皆様の地域社会に密着した活動は、税務行政に携わる者にとりまして、心強い限りであり、会活動に対する皆様の熱意と永年にわたるご尽力に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

今後とも、会員の皆様が一致団結して、魅力ある事業活動を展開されますよう御期待申し上げるとともに、引き続き、税の良き理解者として、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人中野法人会のますますの御発展並びに会員の皆様の御健勝及び事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

1年間ありがとうございました。

秋の税務研修会開催（10月7日から10月31日）

（税務研修会）岡田審理上席

（講話）講師：丸田副署長

（敬称略）

支部	開催日	時間	開催場所	支部	開催日	時間	開催場所
1	10月18日	金 14:00	西武信金・鷺宮支店	7	10月21日	月 14:00	西武信金・東中野支店
2	10月10日	木 14:00	西京信金・沼袋支店	8	10月9日	水 16:00	西武信金・本店 8 F
3	10月31日	木 16:00	西京信金・野方支店	9	10月28日	月 16:00	西武信金・本町通支店
4	10月7日	月 16:00	法人会館・2階会議室	10	10月28日	月 16:00	西武信金・本町通支店
5	10月7日	月 16:00	法人会館・2階会議室	11	10月17日	木 14:00	西京信金・南中野支店
6	10月7日	月 16:00	法人会館・2階会議室				

※別途ご案内させていただきます。多くの皆様のご参加を宜しくお願い致します。

ANTENNA by NakanoHoujinkai ④④

中野にぎわい
フェスタ2019に
参加予定!
10月12日・13日

（※写真は過去の「にぎわいフェスタ」より）



応援頂いた皆様



会場の四季の森公園



“税金クイズ”コーナー

税 務 署 だ よ り

令和元年分 年末調整等説明会及び軽減税率制度等説明会の開催のお知らせ

年末調整等説明会を、下記の日程により開催いたします。年末調整事務の注意点等について、税務署及び区役所の担当者より説明いたします。また、本年は消費税の軽減税率制度等説明会を合わせて開催いたしますので、ぜひご出席ください。

説 明 会 日 程

開 催 月 日	開催時間	説 明 会 会 場	対 象 地 域 (注)
11月 5 日 (火)	用紙配布 12:30～13:00 軽減税率制度等説明会 13:00～13:30	もみじ山文化センター (なかのZ E R O)	松が丘・上高田・中野・東中野 (5～8支部)
11月 6 日 (水)	年末調整等説明会 13:30～15:30	小ホール	中央・本町・弥生町・南台 (9～11支部)
11月 7 日 (木)	用紙配布 12:30～13:00 軽減税率制度等説明会 13:00～13:30 年末調整等説明会 13:30～15:30	野方区民ホール (野方WIZ) 地下2階	上鷺宮・鷺宮・白鷺・若宮・ 江古田・江原町・丸山・沼袋・ 大和町・野方・新井(1～4支部)

(注) 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

- 【ご注意】 1 軽減税率制度等説明会の開始30分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。つきましては、このお知らせの「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等を御記入の上、受付に提出をお願いいたします。
2 説明会当日は会場が大変混雑しますので、用紙を請求される場合は、早めにお越しください。
3 給与支給人員が多い場合又はお急ぎの場合は、直接税務署又は区役所に諸用紙を請求してください

都 税 だ よ り

一都税についてのお知らせ

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、**9月30日(月)**までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- 窓口** 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- 口座振替** ※2019年4月から、Webでも申込みを受け付けています。
- コンビニ** ※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限り、一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。
- クレジットカード** ※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)。詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。
- ATM** ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
インターネット
モバイル banking
※(ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。
詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

安心・便利な 口座振替をご利用ください!

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに(Web口座振替は当月の10日までに)次のいずれかの方法でお申込みください。令和元年11月11日(月)までに(Web口座振替は12月10日(火)までに)お申込みいただくと、12月の第3期分から口座振替をご利用いただけます。

- パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力してお申込みください。専用Webサイト：http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikae.html
- 主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください。
- 預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込みください。
- 口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入の上、ポストに投函してください。

＜口座振替のお問い合わせ先＞主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955)

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

活発な社会貢献活動を展開!!

第69回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

～社会を明るくする運動駅頭PR活動（7月1日）～



6月20日 中野区推進委員会



“法人会”から応援頂いた皆様



挨拶：区役所の方



挨拶：鈴木保護司会長



“立ち直りを支えていきましょう!”



“犯罪や非行を防止しましょう!”



“明るい社会を作りましょう!”



“暑い中ご苦労様でした!”

第69回 “社会を明るくする運動” 各地区メイン事業

地区	日時・会場	内 容
野 方	6月29日(土) 午前10時～ 緑野中学校 (丸山1-1-19)	緑野中学校吹奏楽部の演奏 北原小学校校長の講演 東京少年鑑別所調整官の講演
新井・沼袋	7月3日(水) 午後2時～ 新井薬師梅照院 (新井5-3-5)	東京少年鑑別所調整官の講演 「少年非行と少年鑑別所～子どもたちの今～」
昭 和	7月13日(土) 午前8時45分～ 中野東中学校 (東中野5-12-1)	「中野東中学校生徒と考えるいじめ問題」 (弁護士の講演とグループ討論)
鍋 横	7月13日(土) 午前9時30分～ 第二中学校 (本町5-25-1)	第二中学校吹奏楽部の演奏 中学生と一緒に聞く、新宿少年センター職員の講演 「少年非行の現状と対策について」
桃 園	7月13日(土) 午前10時35分～ 桃花小学校 (中央5-43-1)	桃花小学校6年生の鼓笛演奏 きこえとことば教室担当講師の講話「特別支援教室 私感」
大 和	7月13日(土) 午前10時45分～ 第四中学校 (若宮1-1-18)	中学生と一緒に聴く講演会 「大人にも子どもにも忍びよる危険 ～ネット依存について～」
江古田	7月13日(土) 午後1時30分～ 第七中学校 (江古田2-9-11)	吹奏楽・輝鼓会和太鼓の演奏 江古田小学校校長による講演 「しなやかでたくましいところからだ」
鷺 上 鷺	7月13日(土) 午後1時30分～ 上鷺宮二丁目集会所 (上鷺宮2-4-6)	DVD『『受け子』や『出し子』は犯罪です。それでもキミは やりますか?』の上映とグループ討論
上高田	7月15日(月祝) 午後1時～ 東亜学園高等学校 (上高田5-44-3)	第20回「ひまわりコンサート」 (地域の小・中学校、高校の児童・生徒のコーラス、 ダンス、演奏)
弥 生	7月18日(木) 午前10時30分～ 弥生区民活動センター (弥生町1-58-14)	新宿少年センター職員の講演 「地域のチカラ パートⅦ ～子どもたちを取り巻く環境を知る～」
南中野	7月20日(土) 午前10時～ 南中野区民活動センター (弥生町5-5-2)	南中野中学校吹奏楽部の演奏 元名古屋矯正管区長の講演「矯正の現状」
全地区	7月29日(月) 午後1時30分～ 産業振興センター (中野2-13-14)	「みんなでダンスダンスダンス in 中野」

中野区だより

中野区観光協会



5月27日（第7回総会）（於：ウェストフィフティーサード・日本閣）



本部だより

活発な事業・研修を展開!!

「第42回 初歩の簿記講習会」を実施 ～「初歩の簿記講習会」に参加して～

和丘(株) 仲澤淳子

Aコース、Bコース全5日間の講習会に参加させて頂きました。

業務系システム開発に携わった時に経理の文言を耳にした事は何度もあったのですが、それぞれどんな意味や役割なのか説明を受けた事が無かったので、とても勉強になりました。



実践に役立つ講義でした！

練習問題として、実際に手書きの伝票を作成したり、手を動かしながらの内容もあり、楽しみながら受講できました。

◎「Aコース」6月10・11・12日 ◎「Bコース」6月13・14日

経理担当になったわけではなく、開発者として、業務系の知識を付けたいと思っており、経理の知識がほぼゼロの私にもわかりやすい内容だったので、本当に受講して良かったです。



講師：吉田税理士

吉田先生も講義の中で仰っていましたが、今後の経理業務はPCでの入力メインになっていく中で、使いこなすための基礎の基礎は身に付いたと思うので、自社での業務も手伝えたら良いな、と考えています。

この度は楽しい講習会を開いて頂いて、本当にありがとうございました。

7月12日 初心者向けのスマートフォン・LINE講座



参加された皆様（於：専門学校東京テクニカルカレッジ）

7月23日 はじめてのパソコン会計入門講座

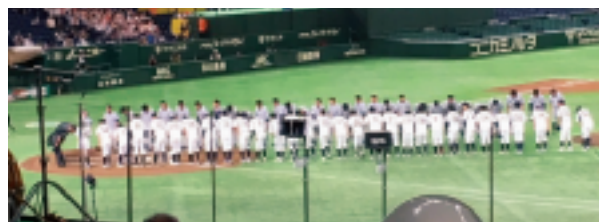


会場の弥生(株)

講師の吉田先生

参加された皆様

第90回都市対抗野球大会（鷺宮製作所：14度目の出場）！



～～～～～ 応援頂いた皆様、本当にありがとうございました。来年乞うご期待！！ ～～～～～



宮島会長



木村広報委員長



大月税制税務委員長



横山総務委員長



川村組織委員長



中井総務組織(担当)



こんにちは“法人会”です

『よき経営者をめざすものの団体』…それが法人会です。
当中野法人会は、今年69周年を迎えました。全国で、
80万社もの多くの企業が参加しています。
あなたの会社も是非“法人会”のお仲間になりませんか。



矢島共益公益事業委員長

みんなで築こう豊かな社会 ～かがやく東京～

税務・経営研修・無料相談・福利厚生・各種交流会……
あなたの会社の繁栄に法人会の事業をお役立て下さい



◆保険共済（団体料率のため保険料が割安です。）

- 大同生命保険㈱『経営者大型総合保障制度』タイプ・特退共・社員保障プラン等』
- A I G損害保険㈱『アットワークハイパー任意労災』『個人情報漏洩対策・地震対策プラン
経営保全プラン等』
- アメリカンファミリー生命保険㈱『がん保険 Days（デイズ）・医療保険・終身保険（WAYS）』



宮治厚生委員長

会費基準表

資本金	月額(円)
300万円以下	500
301万以上～1000万未満	700
1000万以上～2000万未満	1,000
2000万以上～5000万未満	2,000
5000万以上～1億未満	4,000
1億以上～3億未満	6,000
3億以上～5億未満	8,000
5億以上	10,000
支店・法人・非営利法人	1,000
関連子会社	500

- *関連子会社
同地か同代表者・会報発送なし
- *賛助会員（どなたでも入会できます）
会費は月額500円です

ご入会頂きますと、今年度の
会費は、3月までの月割りにて
お支払い頂く事になります。

又、口座からの自動引落（振替）
もっております。ご利用下さい。

税務・経営研修、無料相談、福利厚生、各種交流会

…あなたの会社の繁栄に法人会の事業をお役立て下さい

[会員の方は各種事業サービスが原則無料（一部実費負担）でご利用になれます]

Service

研修

税務署講師による税務研修会
・難解な税法を分かりやすく解説
・決算法人、年調等実務的な研修
経営講演会・セミナー
・著名な講師による講演会を開催
簿記・パソコン教室等実務研修会
・実務担当者向けの経営サポート

異業種交流

・様々な催しやイベントに参加し、
交流
・新たな事業展開のヒントを得るチ
ャンス
・経営者同士相
談出来る友に
出会える場



経営支援

・東法連・帰宅支援マップの提供
・東法連・海外販路拡大支援サービス
・東法連・クルマ関連サービス
・東法連・企業情報、格付情報照会
・東法連・貸倒保証制度
・東法連・顧問弁護士の無料法律相談
・東法連・税務等のDVDの無料貸出
・東法連・ビジネス誌の斡旋
・東法連・メンバーズローン
・東法連・インターネットセミナー

社会貢献活動

・一般の方を対象に税の啓発活動を実
施
・未来を担う子どもたちに租税教育
活動
・環境対策（温暖化対策）や文化振
興活動



税制改正要望

・毎年、政府や国会に対し税制改正
要望
・いまだ、多くの税制改正要望が
実現



本部だより

東法連・感謝状・記念品贈呈式 (6月12日)



会場の明治記念館



～ 参加された皆様 ～

理事会 (6月18日 於：法人会館)



～ 熱心な審議が… ～



挨拶：宮島会長

東法連 (厚生共益事業委員会)



7月25日 推進大会 (於：京王プラザホテル)



7月30日 第4ブロック合同会議 (於：ホテルカデンツァ光が丘)

東法連・第4ブロック (担当：練馬西法人会)



支部だより

《第3支部》BBQ大会 (7月27日 於：宮島物産(株)屋上)



～～～ 晴天に恵まれ大盛況のBBQ大会でした ～～～

《第9・10支部》



6月13日(木) 合同役員会

《第8支部》



7月9日(火) 役員会

部会だより

《女性部会(6月6日)》《源泉研究部会(6月6日)》《青年部会(6月7日)》が「研修会」を開催
「2019年度 税制改正」(大綱)～経営者が気になるポイントはここ～



高野部会長



6月6日 参加された皆様



6月7日 (青年部会)



講師の齋藤英一氏

《源泉研究部会》

第8回 税に関する川柳コンクール

◎対 象 者：区内在住又は勤務されている方、
どなたでも可能

◎募集方法：7月1日号“情報誌・なかの”
に同封
中野法人会・ホームページにも
案内を掲載

◎募集期間：7月1日～10月31日

◎作品の審査：12月5日

◎表 彰：①中野法人会会長賞 1点
②中野法人会源泉研究部会長賞 1点
③優秀賞・その他 数点

◎副 賞：①賞状&副賞10,000円 他
②賞状&副賞 5,000円
③賞状&副賞 3,000円

◎作品の発表：1月1日(新年号)“なかの”誌上で

◎表 彰：1月9日(木)*新年賀詞交歓会



安藤部会長



7月11日 役員会 (於：ウエストフイフティーサード)

部 会 だ よ り

活発な事業・研修を展開!!

◆青年部会◆

◆「親睦チャリティゴルフコンペ」を開催◆

7月19日、『平成倶楽部』で、精鋭13名が、熱戦を展開しました。

成績は下記の通りです。（敬称略）

- 優勝 糠信誠吾
- 準優勝 古屋 通
- 第3位 矢島友伸

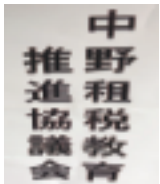
次回幹事は古屋氏と谷津様です。



- 6月12日、「中野租税教育推進協議会」が行われ根本部会長、高野部会長、佐藤専務理事が出席しました。（於：中野税務署別館2階）

冒頭、租推協会長（入野貴美子教育長）より挨拶がありました。

自己紹介のあと、今年度の推進を協議しました。



根本部会長

《今後の租税教室の予定》

9月14日：塔山小学校

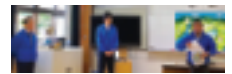
10月5日：上高田小学校・江古田小学校



1月11日：桃園第二小学校・上鷺宮小学校

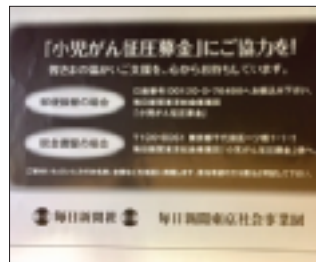
中野第一小学校

1月31日：白桜小学校



◆女性部会◆

◆「第1回福利厚生事業 チャリティーコンサート 谷村新司 ゲストサラ・オレイン」◆（7月5日金）於：オーチャードホール



《女性部会》

第10回「税に関する絵はがきコンクール」

第10回「税に関する絵はがきコンクール」実施予定

募集対象：小学生

募集期間：令和元年7月1日～9月30日

審査期間：令和元年10月～11月

入賞発表：令和元年12月11日

皆様の力作をお待ちしてま～す



（第2回金賞作品）



活発な社会貢献活動を展開!!

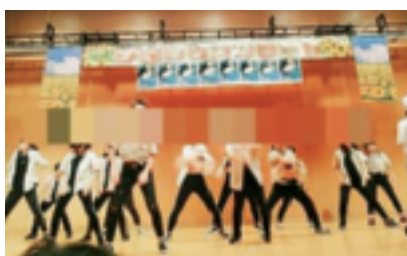
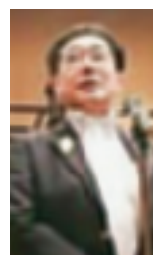
第69回“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



ひまわりコンサート



令和元年7月15日(月・祝)午後1時より 東亜学園高等学校1階ホール



マル経融資をご活用ください!



「無担保」・「無保証人」・「低金利」・「手数料不要」

詳細は ⇒ ⇒ 東京商工会議所中野支部

TEL : 03-3383-3351

※専門家による窓口相談(税務)を実施しております。
※会員以外の方もご利用いただけます。

◆融資限度額：2,000万円

◆利率：1.21% (2019年4月1日現在)

※中野区より3年間、支払利子の50%補助が受けられます。

※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

◆返済期間：運転7年以内／設備10年以内

【融資要件】

- ・従業員20名以下(商業・サービス業は5人以下)
- ・税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している
- ・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている

※融資の結果、ご希望に添えない場合がございます。